

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

総社市長 片岡 聡一

総社市規則第27号

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市介護保険条例施行規則（平成17年総社市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>（被保険者証等の再交付）</p> <p>第13条 被保険者は、被保険者証、<u>負担割合証</u>、介護保険受給資格証明書又は介護保険資格者証（以下「被保険者証等」という。）の再交付を申請する場合は、介護保険被保険者証等再交付申請書に被保険者証等の亡失の日時及び場所を記載し、市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>（特例居宅介護サービス費の額）</p> <p>第14条 法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉</p>	<p>（被保険者証等の再交付）</p> <p>第13条 被保険者は、被保険者証、介護保険受給資格証明書又は介護保険資格者証（以下「被保険者証等」という。）の再交付を申請する場合は、介護保険被保険者証等再交付申請書に被保険者証等の亡失の日時及び場所を記載し、市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>（特例居宅介護サービス費の額）</p> <p>第14条 法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉</p>

改正後	改正前
<p>用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、<u>食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。ただし、法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</u></p> <p><u>（特例特定入所者介護サービス費の額）</u></p> <p>第14条の2 法第51条の4第2項の規定による特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。</p> <p><u>（特例居宅介護サービス計画費の額）</u></p> <p>第15条 法第47条第3項の規定による特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。</p> <p><u>（特例施設介護サービス費の額）</u></p> <p>第16条 法第49条第2項の規定による特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。ただし、法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</p>	<p>用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第61条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</p> <p><u>（特例居宅介護サービス計画費の額）</u></p> <p>第15条 法第47条第2項の規定による特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）に相当する額とする。</p> <p><u>（特例施設介護サービス費の額）</u></p> <p>第16条 法第49条第2項の規定による特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービス（食事の提供を除く。）について法第48条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額及び当該食事の提供について同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から標準負担額を控除した額の合計額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(特例介護予防サービス費の額)</p> <p>第17条 法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、<u>食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。</u>)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。<u>ただし、法第59条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</u></p> <p>(特例特定入所者介護予防サービス費の額)</p> <p>第17条の2 法第61条の4第2項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の額は、<u>当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞中に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。</u></p> <p>(特例介護予防サービス計画費の額)</p> <p>第18条 法第59条第3項の規定による特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。</p> <p>(特例地域密着型介護サービス費の額)</p> <p>第18条の2 法第42条の3第2項の規定による特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介</p>	<p>(特例介護予防サービス費の額)</p> <p>第17条 法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として省令第84条に定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例介護予防サービス計画費の額)</p> <p>第18条 法第59条第2項の規定による特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)に相当する額とする。</p> <p>(特例地域密着型サービス費の額)</p> <p>第18条の2 法第42条の3第2項の規定による特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介</p>

改正後	改正前
<p>護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第65条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。<u>ただし、法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</u></p> <p><u>(特例地域密着型介護予防サービス費の額)</u></p> <p>第18条の3 <u>法第54条の3第2項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第85条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、法第59条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</u></p> <p><u>(居宅介護サービス費等の額の特例)</u></p> <p>第19条 <u>法第50条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる要介護被保険者が受ける法第49条の2各号に掲げる介護給付の額については、100分の90を超え100分の100(同条の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100)の範囲内において居宅介護サービス費等の額の特例(以下この条において「特例」という。)として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要介護認定の有効期間内とする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>(介護予防サービス費等の額の特例)</u></p> <p>第20条 <u>法第60条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規</u></p>	<p>護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第65条の3に定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。</p> <p><u>(居宅介護サービス費等の額の特例)</u></p> <p>第19条 <u>法第50条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる要介護被保険者が受ける同条各号に掲げる介護給付の額については、100分の90を超え100分の100の範囲内において居宅介護サービス費等の額の特例(以下この条において「特例」という。)として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要介護認定の有効期間内とする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>(介護予防サービス費等の額の特例)</u></p> <p>第20条 <u>法第60条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規</u></p>

改正後	改正前
<p>定する特別の事情等があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者が受ける<u>法第59条の2各号</u>に掲げる予防給付の額については、<u>100分の90を超え100分の100（同条の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100）</u>の範囲内において介護予防サービス費等の額の特例（以下この条において「特例」という。）として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要支援認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（生活困窮者に係る減免の要件等）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 市長は、条例第7条第1項第5号に該当するものについては、保険料賦課期日以後に賦課された条例<u>第2条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる保険料額と同項<u>第1号</u>に掲げる保険料額の差額を減額する。</p> <p>（介護保険料賦課・収納の様式）</p> <p>第29条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>介護保険料納入通知書</u> 様式第4号</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>定する特別の事情等があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者が受ける<u>同条各号</u>に掲げる予防給付の額については、<u>100分の90を超え100分の100</u>の範囲内において介護予防サービス費等の額の特例（以下この条において「特例」という。）として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要支援認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（生活困窮者に係る減免の要件等）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 市長は、条例第7条第1項第5号に該当するものについては、保険料賦課期日以後に賦課された条例<u>第2条第2号又は第3号</u>に掲げる保険料額と<u>同条第1号</u>に掲げる保険料額の差額を減額する。</p> <p>（介護保険料賦課・収納の様式）</p> <p>第29条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>介護保険料納入通知書兼特別徴収開始（停止）通知書</u> 様式第4号</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書</u> 様式第6号</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

改正後	改正前
<u>様式第1号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第12条関係）</u> 略
<u>様式第4号（第29条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第29条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第29条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第29条関係）</u> 略
<u>様式第6号</u> 削除	<u>様式第6号（第29条関係）</u> 略
<u>様式第34号（第31条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第34号（第31条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

介護保険資格者証

有効期限											
被保険者	番号										
	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日			性別							
交付年月日											
要介護状態区分等											
認定年月日 <small>(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</small>											
認定の有効期間											
居宅サービス等		区分支給限度基準額									
(うち種類支給限度額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	サービスの種類	種類支給限度基準額							
認定審査会の意見及びサービスの種類指定											
給付制限	内 容		期 間								
			開始年月日								
			終了年月日								
			開始年月日								
		終了年月日									
		開始年月日									
		終了年月日									
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		届出年月日									
		届出年月日									
		届出年月日									
介護保険施設等	種類			入所等年月日							
	名称			退所等年月日							
	種類			入所等年月日							
	名称			退所等年月日							
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>									
		総社市 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>									

(裏)

様

総社市長



年度

介護保険料納入通知書(兼 特別徴収開始(停止・決定)通知書)

以下の通り決定しましたので通知します。

被保険者番号		世帯番号	
被保険者氏名			
生年月日		性別	

決定理由	
徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金融機関	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

年間保険料		円
-------	--	---

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額と同額の予定です。

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計		計		減免額
合計額			円	円

【保険料算定の根拠】

前年の合計所得金額		円
前年の公的年金等収入額		円
本人の課税状況		
世帯の課税状況		
老齢福祉年金		
その他の事由		

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

〈お問い合わせ先〉  
総社市役所

〈不服の申立及び取消訴訟〉





様式第34号(第31条関係)

介護保険受給資格証明書

被 保 険 者	番 号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					
	フリガナ																						
	氏名																						
	生年月日																						
	住所 (転出先予定)																						
異動予定日																							
<p>上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている(申請中の)者であることを証する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日 総社市長 <span style="float: right;">印</span></p>																							
						申請年月日																	
要介護状態区分						認定年月日																	
認定の有効期間	から まで有効																						
利用者の負担割合	割 ( ) (住所移転前の負担割合)																						
認定審査会の意見等																							
備考																							

(裏)

注意事項